

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 佐賀県佐賀市大和町大字久留間3180番地4

氏名 株式会社谷田建設
代表取締役 谷田 将拓

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義

許可の年月日 令和7年(2025年)11月1日
許可の有効年月日 令和14年(2032年)10月31日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含む）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん及び第13号廃棄物
以上17種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

積替え・保管行為を行う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類
以上7種類（石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	面積	保管上限	高さ	備考
小城市三日月町織島字三本三割909番1（構造：コンクリート床）				
産業廃棄物の種類				
紙くず及び廃プラスチック類	14m ²	20m ³	1.4m	屋外（鉄製容器）
木くず	6.6m ²	7.6m ³	1.1m	屋外（鉄製容器）
ゴムくず、がれき類、廃プラスチック類及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	13m ²	15m ³	1.1m	屋外（鉄製容器）
金属くず	33m ²	13m ³	1.2m	屋外
がれき類、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物）	3.3m ²	2.9m ³	0.90m	屋外（鉄製容器）

所在地	面積	保管上限	高さ	備考
小城市三日月町織島字西四本一割1030番（構造：コンクリート床）				
産業廃棄物の種類				
木くず、がれき類及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	64m ²	41m ³	1.6m	屋外

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和7年11月1日 更新許可 優良基準適合 以下余白

コピー厳禁

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告(被告の代表者は、佐賀県知事です。)として訴訟を提起することができます。